平成２２年（フ）第１４８号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目１番１―601号　アーバンシティ浜松高丘
債務者　伊藤　隆春
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
島根県簸川郡斐川町大字荘原町849番地
債務者　須田　憲一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第２８号
島根県出雲市白枝町555番地
債務者　黒目　厚子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３０号
岡山市北区白石西新町10番地127　スカイビレッジ102、住民票上の住所岡山市東区西大寺中野523番地34
債務者　佐藤　公彦
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２号
岡山市東区瀬戸町大井466番地
債務者　津島美由紀（旧姓田辺・山下）
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
熊本県八代市若草町13番地７
債務者　小林惠里香
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第９号
大分県豊後大野市緒方町下自在853番地６
債務者　田北　　愛（旧姓田部）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第６１号
青森県東津軽郡平内町大字茂浦字向田29番地20
債務者　滝本　　望
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４号
青森市大字石江字岡部94番地２
債務者　長内　准子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８８号
青森市大字幸畑字松元58番地９　シニアガーデン幸畑、住民票上の住所青森市矢作２丁目７番10号
債務者　新岡　秀彬
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
青森市幸畑５丁目27番17号　県営住宅Ｇ―１―４
債務者　髙橋　寛美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
青森県下北郡東通村大字砂子又字大川目24番地１
債務者　越善　穂積
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
青森県下北郡東通村大字砂子又字大川目24番地１
債務者　越善カチコ
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３５号
熊本県八代市若草町13番地７
債務者　小林　則昭
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月28日午前10時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１６４号
愛知県岡崎市東大友町字位式38番地　エスポワール位式Ｄ―105
債務者　加藤　美和（旧姓川口）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係